

大船渡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年6月29日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

## 令和5年度定期監査（前期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

### 1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和4年度を範囲として実施した。

対象機関は次のとおり。

小学校（3校）：盛小学校、大船渡小学校、大船渡北小学校

中学校（2校）：第一中学校、大船渡中学校

### 2 監査の重点項目及び着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、重点項目については、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、施設・設備の維持管理が適切になされているか、物品等の購入計画、購入手続、検収及び管理は適正に行われているか、現金等の出納及び保管は適正に行われているか等を着眼点として監査を実施した。

### 3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認するとともに、学校経営の基本方針への取組における財務に関する事務の内容や手続について校長、副校長等から事情聴取を行うなどにより実施した。

### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 場 所： 対象機関の会議室等

(2) 日 程： 令和5年5月11日から令和5年6月29日まで

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

なお、理科室における薬品の使用数量が適正に把握されていない等の軽易な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

学校における物品の管理は、市の財産を有効に活用し、また、児童生徒の安全を守るために使用状況及び保管状況の適正な把握が不可欠であることから、必要に応じて台帳を整備するなど、より効率的・効果的な管理点検体制の構築を図り、事務執行の更なる適正化に努められたい。